

返済免除に該当していませんか？

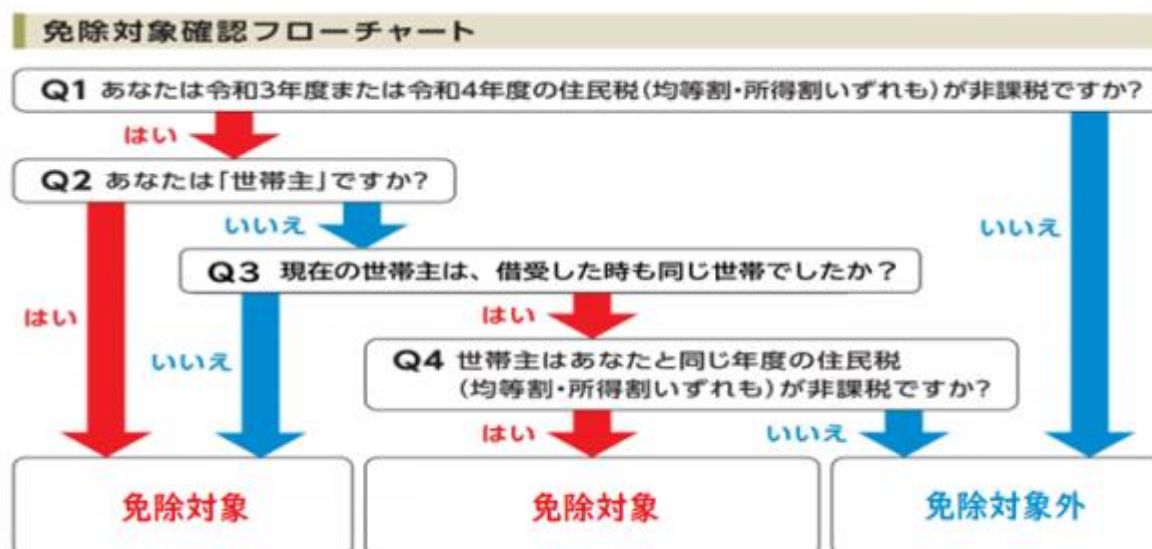
- ！ こちらは令和4年3月末迄にお申し込みの
- ！ 緊急小口資金及び総合支援資金【初回】
- ！ の貸付を対象とした御案内です。

以下の要件にあてはまった場合、返済が免除になります。

まだ申請をしていない方は、至急お手続きをお願いいたします
申請が遅れると一部免除を受けられなくなる可能性があります

- ① 令和3年度または令和4年度において、
借受人及び世帯主の住民税が**非課税**（均等割・所得割両方）

提出書類：免除申請書 1-1/住民票謄本/非課税証明書（借受人及び世帯主の年度が同一のもの）



- ② 生活保護を受給している方
- ③ **精神保健福祉手帳**（1級）の交付を受けている方。
身体障害者手帳（1級または2級）の交付を受けている方。
療育手帳【重度】（A1、A2）の交付を受けている方。
- ④ 借受人が**死亡**している場合。
- ⑤ 借受人が**失踪宣告**されている場合。
- ⑥ **自己破産**の手続きが完了し、免責が確定している方。
- ⑦ **個人再生**の手続きを行い、免責が確定している方。

要件②～⑦の提出書類については下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【参考】

◆[償還免除のご案内](#)／厚生労働省ホームページ

↓ 住所変更連絡／申請書類の再送 ↓

【お問い合わせ先】

特例貸付コールセンター 098-975-9586

(コールセンター対応：平日9:00~17:00)

※土日祝・慰霊の日に対応していません。



LINE でも問い合わせ対応中（自動応答）